

多様な出会いの場創出事業委託業務仕様書

1 委託事業名

多様な出会いの場創出事業

2 目的

未婚男女を対象とした県や国の調査では、若い世代の8割以上が「結婚の意向を持っている」一方、独身でいる理由として「適当な相手とめぐり合わないから」の回答が最多となっている。また、出会いを求めている未婚者のうち、3割以上がコロナ禍前と比べ「新たな出会いが減少した」と回答している。

更に、県職員や民間企業の若手職員による政策アイデアの検討会において、結婚に意欲のある若年層が結婚に踏み切れない要因として、出会いに慎重になりすぎることや、婚活を知られたくないと思っていることなどが挙げられた。

こうした状況を踏まえ、結婚を希望する人に寄り添った婚活支援として、大規模な体験型マッチングイベントを提供することで、異性との交流・交際へつなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業内容

上記2の目的を達成するため、下記のとおり大規模交流イベントを提供すること。なお、イベントの実施にあたっては、「令和7年度多様な出会いの場創出事業『&meets』における申込状況」（※参加申込書を提出した者にのみ開示。）も参照しながらイベント参加者の募集方法やイベント内容等を検討し、異性との交際につながる出会いの場の創出・交流関係の拡大を図ること。

【概要】

独身者を対象に、大規模な交流イベントを開催し、異性との気軽な出会いの機会を創出するとともに、年齢や男女比を考慮したグループを編成し交流企画をとおして参加者同士の一体感を高め、参加者間のマッチングや連帯意識の醸成による交流関係の拡大を図る。

- 対象者：20代～30代の独身者
- 参加人数：計300名（男性150名、女性150名）
- 参加費：委託先が一括徴収すること
- 開催場所：県内の施設

※東中南予方面で各1回は開催することとし、県内各地から参加できるように、可能な限り交通手段の確保をすること。

※可能な限り、提案時に会場の仮押さえをお願いします。また、

仮押さえ状況について提案書に記載してください。

- 内 容：地域の特色や季節を活かしたイベント内容とし、若者が参加したいと思えるような内容、年齢や男女比を考慮したグループで参加者同士が交流できる内容とすること。
- 開催時期：6月以降12月末までに実施することとし、スケジュールも合わせて提案すること。

(1) イベント参加者の募集、選定等の実施

(ア) 本事業のターゲット

県内に居住し気軽な出会いを求める20代～30代の独身者を想定

(イ) 参加者の募集に関すること

- ・参加希望者が手軽に申し込める参加申込フォームを設けること。(簡易プロフィールの入力も求める)
- ・対象者への効果的な広報について、イベントの開催時期と募集期間を考慮し、具体的な広報手段とスケジュールを提案すること。
- ・イベント当日の受付時に、身分証(運転免許証やマイナンバーカード等)により申込みフォームの氏名と一致していることを確認すること。

(2) 交流イベントの開催

(ア) 企画・運営に関すること

- ・若者の趣味等を通じたプライベートの交流促進を図るため、参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるよう内容を工夫した交流イベントを実施すること。
- ・多くの参加者が集まるよう、類似事業の実績や最近の傾向をふまえて、イベントの内容を検討・実施すること。
- ・会場の借り上げ及び会場設営・撤去、イベント等に必要な物品等の準備、当日の受付、参加者の誘導、演出、司会進行等の運営に必要な一切の業務を行うこと。
- ・会場等の使用条件を遵守するとともに、参加者のプライバシーや安全、周辺環境への影響等に配慮のうえ、イベントの企画・運営を行うこととし、イベントの名称は愛媛県と協議の上、決定すること。
- ・必要に応じて一連のイベントの参加費を事前一括徴収するなどの対応を行うこと。(徴収する金額や目的等については愛媛県と事前に協議を行うこと。)
- ・実施するイベント等については、愛媛県が主催であることが分かるように周知すること。

(イ) 実施体制の構築に関すること(イベント当日のスタッフの手配等)。

(ウ) 当日の進行、運営スケジュールの管理

(エ) 運営マニュアルの作成、スタッフへの説明

(オ) 会場側の担当者との連絡調整(会場の設営や設置及び撤去が必要な場合はそれらを含む)

(カ) 参加者への対応

- ・参加者からのイベントに関する問い合わせに対応すること。
- ・事前及びイベント当日の連絡体制を確保し、参加費を徴収する際は、その徴収を行うこと。
- ・参加者の飲食代、体験料や個人の交通費は参加者負担として委託料に含めず、参加者から参加費として徴収すること。
- ・参加費の金額設定については、愛媛県と協議の上、決定すること。

(キ) 事故等緊急時の対応

(ク) 会場の安全管理（感染症対策も含む）

(ケ) イベントのリスク軽減対策（イベント運営に係る損害賠償責任保険の加入等）

(コ) 参加者に対してえひめ結婚支援センターへの登録案内や県が実施するその他の出会い・結婚支援に資する事業やイベントについての周知を実施すること。

(サ) その他、運営に必要な業務（雨天時や延期・中止に伴う対応、2回目以降のイベント企画など）

(3) イベント後のフォロー業務

(ア) 各イベント終了後、参加者へイベントに関する感想や意見を聞き取るアンケートを実施し、県へ結果を報告すること。なお、アンケート結果を踏まえ、各イベントの改善を図ること。（アンケート内容は県と協議。）

(イ) 全イベント終了後に、その後の交流・交際状況等を聞き取るアンケートを実施し、県へ報告すること。また、回答者のなかから抽選でプレゼントを進呈するキャンペーンをおこなうことで回答数の増加を図る。（アンケート内容は県と協議。）

- ・有効な回答者の中から厳選なる抽選を行い、当選者を決定すること。なお、プレゼントの発送をもって当選発表とする。

- ・プレゼントを調達・梱包し、令和9年3月31日までに発送を完了させること。

(ウ) 上記のアンケートについてはいずれもフォームを作成し、アンケート結果のレポートを紙媒体及びCSV ファイル等の電子データで納品すること。

(エ) 上記のアンケート結果等を踏まえ、本事業の今後の展開や新たな出会いの手法として定着させるための施策について改善提案を盛り込んだ報告書を提出すること。

5 目標KPI

本事業の業務内容にはイベント参加者間でのカップル成立数の確認及び県への報告を含むこととし、目標KPIは下記のとおりとする。

イベント参加者間での連絡先交換 参加者の80%

※連絡先交換に至る仕掛けや成果を図るタイミングを提案時に示すこと。

6 事業計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体

的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して愛媛県に提出すること。なお、本業務の趣旨に合致するものであって、本業務の目的達成に資するものと県が認める場合にあっては、委託上限額の範囲内において、県と受託者と協議の上、本業務仕様書を定めることとする。

- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、愛媛県の検査を受けること。
- (3) 愛媛県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に行うため、本業務の実施責任者及び実施責任者に準ずる者をあらかじめ1名ずつ選任し、県へ報告すること。なお、実施責任者及び実施責任者に準ずる者に変更がある場合は、あらかじめ県の承諾を得ることとし、業務状況について定期的に報告すること。
- (2) 県からの緊急を要する対応に、実施責任者が対応することができない場合は、実施責任者に準ずる者が対応できるよう、緊急時の管理体制を整えておくこと。
- (3) 県は、業務担当者について、業務の実施に著しく不相当と認められる時は、受託者に対して、理由を明示して変更を求めることができる。

8 再委託の可否

- (1) 受託者は 委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 本事業の一部を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、委託契約書に基づき、あらかじめ県に対し、再委託先ごとの業務内容、再委託先の名称、代表者氏名、業務実施体制、責任者及びその他必要な事項を書面により報告し、承諾を得なければならない（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理など簡易な業務を再委託する場合を除く。）。ただし、総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分や受託者が本契約にかかる事務又は委託事業の全部を一括して委託することはできない。
- (3) 受託者は、業務を再委託及び再々委託等（以下、「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等をした第三者との契約関係及び再委託する内容を明確にしておくとともに、当該第三者に対して適切な指導、管理の下に

業務を実施しなければならない。

- (4) 受託者は、業務を第三者に再委託等した場合は、当該第三者に対して、本仕様書及び契約書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、県に対して当該第三者のすべての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

9 成果物

- (1) 受託者は、次の成果物を愛媛県へ提出すること。
- ・事業報告、アンケート実施報告書：紙媒体1部、電子媒体1部
 - ・業務で作成した各種広告物：紙媒体1部、電子媒体1部
- (2) 受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。
- (3) 受託者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補正その他処置を執るものとする。

10 その他留意事項

(1) 善管注意義務

事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。

(2) 関係法令の遵守

受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。

(3) 特許権等

本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。県又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。

(4) 著作権等

- (ア) 本事業により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利をいう。）については、県に帰属するものとし、本事業により受託者が得られる成果物の著作者人格権（著作権法第18条から20条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (イ) 受託者は、県が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

- (ウ) 県が成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。
- (エ) 受託者は、本業務の実施に当たり、図画その他の著作物を使用する場合は、当該著作物に係る著作権、肖像権その他の権利を有する者に対し、著作物を県が無償で使用する旨の承諾を受託者の責任と負担において得るものとする。
- (オ) 前項において県が著作物を使用することができる期間は無期限とする。ただし、やむを得ず当該期間に期限を設定する場合は、事前に県の承諾を得るものとする。
- (カ) 受託者は、成果物に関する著作権について、納品前に第三者にこれを譲渡し、移転し、若しくは担保に供する等の処分をし、又は商標・意匠の出願・登録手続等を行わないこと。

(5) 個人情報の保護

本事業の実施に際して知り得た個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を順守し、個人情報漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 秘密の保持

受託者及び本事業にかかわるものは、本業務に関して知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(7) 書類の保存

受託者は、委託料の支出について会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の支出額を記載し、委託料の用途を明らかにしておかなければならない。また、当該支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する年度の終了後5年間、保管しなければならない。

(8) 損害賠償

受託者は、本事業の遂行にあたり自己の責に帰すべき事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

また、受託者の行為により第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責を負うものとする。

(9) 委託料の返還等

- (ア) 本事業以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託料を受けた場合は、委託料の全部又は一部を返還させる。
- (イ) 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託業務を完了する見込みがないと県が認めるとき、委託契約を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料を返

還させ、又は損害賠償等を求めることがある。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項その他本事業を遂行するにあたり調整や疑義が生じた場合は、その都度、提案書等に基づき、受託者と県が協議して定めるものとする。なお、協議により決定しない場合は、県の指示によるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、

再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

- 第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

- 第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

- 第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

- 第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。